

# 舟形町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

作成 平成29年3月25日

最終改訂 令和8年4月24日

舟形町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

舟形町は、山形県の北東部に位置し、最上川の支流である清流小国川が東西に流れ、南北に6.5km、東西に27.4kmと南北に狭く、東西に細長い地形にある。町の総面積11,904haのうち、経営耕地は、1470haである。うち水田が約90%を占めており、稲作を中心に農業生産が展開されてきていたが、近年は、稲作の他にも、ネギやアスパラ等の園芸作物への取り組みが、担い手を中心に増加している。

中山間では後継者不足や高齢化に伴う離農が進行しており、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく。一方、平地では稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、舟形町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）等の一部改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正基盤法第5条第1項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6項第1項に規定する改正基盤法に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

|                     | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|---------------------|------------|-----------|--------------|
| 現 状<br>(令和8年3月)     | 1,410ha    | 11.9ha    | 0.8%         |
| 3年後の目標<br>(令和11年3月) | 1,410ha    | 5.5ha     | 0.4%         |
| 目 標<br>(令和18年3月)    | 1,410ha    | 0ha       | 0%           |

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映し、正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

|                     | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B)   | 集積率(B/A) |
|---------------------|------------|-----------|----------|
| 現 状<br>(令和8年3月)     | 1,410ha    | 1,130.0ha | 80.1%    |
| 3年後の目標<br>(令和11年3月) | 1,410ha    | 1,156.2ha | 82.0%    |
| 目 標<br>(令和18年3月)    | 1,410ha    | 1,198.5ha | 85.0%    |

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

担い手の育成・確保

|                     | 総農家数<br>(うち、主農家数) | 担い手   |         |               |                          |
|---------------------|-------------------|-------|---------|---------------|--------------------------|
|                     |                   | 認定農業者 | 認定新規就農者 | 基本構想水準<br>到達者 | 特定農業団体<br>その他の集落<br>営農組織 |
| 現 状<br>(令和8年3月)     | 344戸<br>(77戸)     | 91経営体 | 5経営体    | 38経営体         | 2団体                      |
| 3年後の目標<br>(令和11年3月) | 344戸<br>(77戸)     | 91経営体 | 5経営体    | 38経営体         | 2団体                      |
| 目 標<br>(令和18年3月)    | 344戸<br>(77戸)     | 91経営体 | 5経営体    | 38経営体         | 2団体                      |

- 注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確保し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考地である。また、上記の参考地は、「地域計画」等の作成・見直しに当たっても活用する。
- 注2：「総農家数（うち、主農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。
- 注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の見直しについて

- 町内4地域で作成した「地域計画」について、人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の地域の中心となる経営体を位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らし、実現可能性のある計画となるよう見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、町農業振興課、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域や農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約の進捗状況は農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標（累計）

|                    | 新規参入者数（個人）<br>（新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人）<br>（新規参入者取得面積） |
|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| 現 状<br>（令和5年3月）    | 10人<br>（15.1ha）           | 1法人<br>（12.0ha）           |
| 3年後の目標<br>（令和8年3月） | 12人<br>（18.0ha）           | 2法人<br>（20.0ha）           |
| 目 標<br>（令和15年3月）   | 18人<br>（25.0ha）           | 3法人<br>（30.0ha）           |

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では今後企業も地域の担い手になり得る存在であると考え。相談を受けた際は、農地中間管理機構の活用も検討し、企業の参入を推進する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 高齢化や耕作不便等により農地の遊休化が懸念される地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定するなど、参入しやすい環境整備を検討し、新規就農等を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第2 「地域計画」の目標を達成するための役割

舟形町において作成した「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に 利用していくため、舟形町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力